

ハガキによる詐欺手口を紹介 (第四弾)

こんなハガキ届いていませんか…？

総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。管理番号(わ)392 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの元、給料差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて受け賜っておりますので、職員までお問合せ下さい。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成29年10月06日
法務省管轄支局 民事訴訟管理センター
東京都千代田区霞が関3丁目 [REDACTED]
取り下げ等のお問合せ窓口 03-[REDACTED]
受付時間 9:00～20:00(日、祝日除く)

～裏面に続く～

これはあなたを狙う架空請求のハガキです。

鳥取県下で、「このハガキが届いた」との多数の情報を得ており、智頭警察署でも、同様の相談を受理しています。

また、全国的には、このハガキによる被害も発生しています。

【ハガキの特徴】

- ☠ 「民事訴訟として訴状が提出された」、「連絡なき場合、差し押さえを強制的に履行」等とあたかも本当に裁判が行われ、財産を差し押さえると脅かしてきます。
- ☠ 「取り下げ最終期日」としてハガキが届いた日から差し迫った日付を指定して、こちらを焦らせ、冷静に判断できないうちにお金を払わせようとしてきます。

なお、この種のハガキについては、法務省やその他相談窓口でも注意喚起がなされています。

本年5月以降、「少額消費料金未納に関する訴訟最終告知のお知らせ」「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」などと題し、「民事訴訟の取り下げの相談に乗る」等と書かれたはがきを送付されているとの情報が法務省に多数寄せられており、今般、実際に被害が発生したことが確認されました。

差出人は、「法務省管轄支局国民訴訟通達センター」、「法務省管轄支局民事訴訟管理センター」、「法務省管轄支局訴訟管理事務局センター」などと記載されていますが、これらの団体と法務省とは一切関係がありません。（参照：法務省ホームページ「法務省の名称等を不正に使用した架空請求により被害が発生しています」、www.moj.go.jp/hisho/kouhou/kaku01.html）

騙されないための

ポイント！

① 身に覚えのない話は信用しない！

もし、ハガキが家族宛てのものであっても、聞くのが怖いかもしれませんが、家族を信用してこのような事実があるかきちんと確認しましょう！

② 絶対に相手方に電話をしない！

身に覚えのないことだからこそ電話で確認してみたくなるもの…。しかし、このような手口のもものは、事実ではないと思って電話しても、相手の上手い口車に乗せられてしまい、本当にこのような訴訟が行われるものと信じさせられてしまうことになります。

そして、一番大切なのが…

③ まずは相談！

相談の相手は、家族、消費者センター等の機関、警察でもどこでも構いません！とにかく一歩立ち止まって考えることが大切です。



いかがでしたか。みなさんの大切な財産を守るためにも、みなさんの心が傷付かないためにも、「騙されないためのポイント」を実行していきましょう。

智頭警察署 0858-75-0110
警察総合相談電話 #9110